

芳 賀 町 地 籍 調 査 事 業

基 本 計 画 書

【変更】

令和 2 年 3 月 10 日作成

芳賀町建設課地籍調査係

目 次

1	趣 旨	P.1
2	経 緯	P.1
3	基本方針	P.2
4	全体計画	P.3～P.5
5	地区別調査計画	P.6～P.11
6	広報活動	P.12
7	地籍調査の促進法	P.12
8	留意事項	P.12～P.17
9	その他	P.18
10	添付図面	P.19

1 趣旨

地籍調査とは、「国土調査法」に基づき、土地について所有者・地番・地目を調査し、境界を確認して測量を行い、地籍図・地籍簿を作成する調査を言います。

作成された地籍図と地籍簿は、認証手続きを経たのちに法務局（登記所）に送付され、法務局備え付けの地図（公図）や土地登記簿が書き換えられることから、地籍調査は土地に関する戸籍調査と言えます。

地籍調査事業は、国土調査法が制定された昭和 26 年から実施されており、全国の調査対象面積のほぼ半分が終了しています。

現在法務局に登記されている公図や登記簿は、明治時代の地租改正によって作成されたものが多く含まれており、当時の測量技術の未熟さや長い年月の経過により土地の利用形態も変わったことから、必ずしも正確とは言えず、実際の土地取引では多額の経費と労力をかけて取引単位ごとに測量が行われています。そのため土地取引や公共事業など土地行政を進めていく中で、多額の経費を投じた上、調査に長期間を要するなど様々な支障があり、これを早急に解決するため、土地に関する実態を正確に把握する地籍調査の必要性が生じています。

地籍調査は、公共事業の構想、計画や災害等の境界復元を容易にし、土地に関するトラブルを防止する効果があるほか、特に市民の財産管理や取引上で利益をもたらし、税の適正化も確保できます。また、土地に関する情報データベースを作り多方面での利活用が図られるなど、個人の土地取引から公的機関による事業に至るまで、土地に関するあらゆる行為の基礎資料として広範囲に利用できます。

2 経緯

地籍調査は、昭和 26 年に制定された国土調査法に基づき実施されています。現在、国においては、バブル時の土地抑制から土地の流動化への転換が進められつつあります。中でも遅滞している都市地域における地籍調査の計画的な推進を図るため、平成 22 年度を初年度とする第 6 次国土調査事業十箇年計画に基づき調査が進められてきました。平成 30 年度末の全国の進捗率は、52%となっており、栃木県においては、24%となっています。

芳賀町においては、第 6 次国土調査事業十箇年計画に沿った計画的な推進を図り、地籍調査を実施してきました。

地籍調査の困難さと言うまでもありません。しかし、情報化時代における土地情報の管理と多角的な利活用は、行政の高度化、効率化の上からも緊急の課題です。この課題を解決するには、町民の協力が必要不可欠であり、行政と地域が一体となって推進する必要があります。これらの認識に立ち、限られた土地の有効利用及び公共サービス向上の円滑な推進に寄与すべく、町民の理解と協力を得ながら地籍調査事業を推進します。

3 基本方針

芳賀町の地籍調査対象面積は 41.94 k m²であり、その実施期間は 30 年間で予定しています。30 年の間には、技術の進歩や状況の変化が想定されるため、将来を見据えた実施体制が不可欠です。

まず、法務局、財務局、栃木県等外部関係機関及び庁内関係部署との連絡協議、連携により取り組みます。また、既に地籍が明らかとなっている国土調査法（以下法という）第 19 条第 5 項の指定地域、換地処分を受けた区画整理区域、公有水面、御料牧場、ゴルフ場及び工業団地等との接点については、十分な配慮が必要です。

地籍調査の実施に至っては、特に町民の協力が不可欠であり、PR 活動によって、地籍調査の必要性を十分理解してもらい必要があります。また、円滑な事業推進のために、専門家に業務委託を行います。

4 全体計画

(1) 地籍調査対象面積

変更前調査対象面積 45.08 k m² (町全体の 64.19%) 平成 24 年 2 月 29 日現在

区 域	調査 対象 面積 k m ²	調査対象外面積					計
		公有 水面	公有 林	御料 牧場	ゴルフ 場	法第19条 5項指定エ リア及び準 ずるエリア	
面積 k m ²	45.08	0.97	0.20	0.96	0.71	22.31	25.15
全体に対す る割合 %	64.19	1.38	0.28	1.37	1.01	31.77	35.81

※芳賀町面積 70.23k m²

変更後調査対象面積 41.94 k m² (町全体の 59.78%) 令和 2 年 3 月 10 日現在

区 域	調査 対象 面積 k m ²	調査対象外面積					計
		公有 水面	公有 林	御料 牧場	ゴルフ 場	法第19条 5項指定エ リア及び準 ずるエリア	
面積 k m ²	41.94	0.97	0.20	0.96	0.71	25.38	28.22
全体に対す る割合 %	59.78	1.38	0.29	1.37	1.01	36.17	40.22

※芳賀町面積 70.16k m²

調査対象外について

ア 公有水面

(ア) 河川（大川、野元川、五行川）

(イ) ため池

イ 公有林

国、県、町の所有になっている山林(土地台帳による)

ウ 御料牧場

エ ゴルフ場

オ 法第19条5項の指定を受けた地域及び準ずる地域

(ア) 土地改良区域で指定を受けた地域

(イ) 換地処分を受けた区画整理区域

(ウ) 準ずる地域とは、法19条5項の指定は受けていないが、土地改良事業によって、換地処分を受けた地域で、法務局公図が不動産登記法第14条第1項のものであり精度区分が記載されている地域。

(県営圃場整備事業東高橋地区・高根沢地区)

(2) 調査対象面積の内訳

変更前

平成24年2月29日現在

区 域	調査対象面積 k m ²	内訳			
		宅地	農地等 (道水路等を含む)	林地	計
面積 k m ²	45.08	3.84	31.91	9.33	45.08
全体に対する割合 %	100.00	8.52	70.79	20.69	100.00

変更後

令和2年3月10日現在

区 域	調査対象面積 k m ²	内訳			
		宅地	農地等 (道水路等を含む)	林地	計
面積 k m ²	41.94	3.84	28.77	9.33	41.94
全体に対する割合 %	100.00	9.16	68.60	22.24	100.00

- (3) 調査期間 平成24年度から令和23年度の30年間とする。
- ア 着手初年度平成24年度は、0.5k㎡程度とし、町の執行体制の確立を図る。
- イ 体制確立後は、年1.0k㎡から2.0k㎡程度を実施。
補助金を考慮した予算規模からしても、妥当である。
- (4) 概算事業費 13億5,240万円
- ア 1k㎡当たりの事業費約3,000万円（全国の平均経費）と想定し算出した。
- イ 業務は、外注化を前提としている。
- ウ 経費負担の内訳は次の通りとなる。
- (ア) 国 50%
- (イ) 栃木県 25%
- (ウ) 特別交付税 20%（市区町村負担の80%を補助）
- (エ) 芳賀町 5%（負担分25%の内80%が特別交付税で負担されるため）
- (5) 十箇年計画別調査面積と事業費は下表のとおりである。

変更前 平成24年2月29日現在

調査年次	調査面積 k㎡	調査事業費 万円	進捗率 %	全体 %	国 県 補助額 万円	特 別 交付税 万円	町 負担額 万円
平成24年度～平成31年度 (国の第6次十箇年計画)	14.18	42,540	31.45	31.45	31,905	8,508	2,127
平成32年度～平成41年度 (国の第7次十箇年計画)	21.06	63,180	46.72	78.17	47,385	12,636	3,159
平成42年度～平成49年度 (国の第8次十箇年計画)	9.84	29,520	21.83	100	22,140	5,904	1,476
計	45.08	135,240	100		101,430	27,048	6,762

変更後 令和2年3月10日現在

調査年次	調査面積 k㎡	調査事業費 万円	進捗率 %	全体 %	国 県 補助額 万円	特 別 交付税 万円	町 負担額 万円
平成24年度～平成31年度 (国の第6次十箇年計画)	9.37	—	22.34	22.34	—	—	—
令和2年度～令和11年度 (国の第7次十箇年計画)	14.16	42,480	33.76	56.10	31,860	8,496	2,124
令和XII年度～令和23年度 (国の第8次十箇年計画)	18.41	55,230	43.90	100	41,423	11,046	2,761
計	41.94	97,710	100		73,283	19,542	4,885

5 地区別調査計画

(1) 調査対象地域の分類

全町域で同時並行的に調査を行えることが地籍調査としては理想ですが、人員面・予算面で本町の現状からすると現実的ではありません。しかしながら、散発的に虫食い状に事業を実施しても効率的ではありません。効果的に行うためには、地域別にさまざまな効果を考慮した優先順位を設定し、長期的な方針を作成する必要があります。

区域別、効果毎に優先度を示した表は以下のとおりです。

地籍調査の効果

【効果1 土地境界をめぐるトラブルの未然防止】

地籍調査が実施されると、地球経緯度に関連付けられた座標で管理されるため、境界や面積が明確になります。これにより、土地取引や土地の相続が円滑に行われるようになり、財産の保全や地域の安心につながります。

公図精度が低く、土地取引が多い地域を優先します。

【効果2 登記手続きの簡素化・費用の低減化】

地籍調査が実施されると、登記手続きにあたって現地立会の手間が簡素化できます。また、これにより個人が負担する測量費用を安く抑えることができます。

効果1同様、公図精度が低く土地取引が多い地域を優先します。

【効果3 土地の有効活用の促進】

地籍調査が完了した地域では、土地境界が明確となっているため、土地取引の流動化が図られ、事業者の用地取得も容易になるので、土地の有効活用が促進されます。

効果1、2同様、公図精度が低く土地取引が多い地域を優先します。

【効果4 建築物の敷地に係る規制の適用の明確化】

地籍調査が実施された地域では、土地境界が明確なため、建築確認等の手続きがスムーズに行われ、規制等の適用も明確化されます。

公図精度が低く、建築物を立てやすい宅地を優先します。

【効果5 公共事業の効率化・費用の低減化】

地籍調査が実施されていると、公共事業実施にあたり土地所有者や境界が明確であるため、計画当初から効率的な事業実施が図られ、測量費用も低減化され、事業の進捗がスムーズになります。しかし、境界トラブルが多く筆界未定となってしまった土地は、事業の妨げになってしまいます。

公図精度が低く、公共事業が見込まれ、筆界未定になりにくい地区を優先します。

【効果6 災害復旧の迅速化】

大規模災害が発生した場合、地籍調査が済んでいれば災害により土地形状が大きく変化したとしても土地境界復元が容易に行え、災害復旧が迅速に行えます。

公図精度が低いものを優先します。

【効果7 課税の適正・公平化】

地籍調査が行われると、立会により決定した実測面積に基づいて固定資産税が課税されることになり公平性が保たれ、課税の適正化が図れます。

公図精度が低いものを優先します。

地籍調査優先順位一覧表

区域	効果								優先順位 (点数)
	1 土地境界をめぐるトラブルの未然防止	2 登記手続の簡素化・費用の低減化	3 土地の有効活用促進	4 建築物の敷地に係る規制の適用の明確化	5 公共事業の効率化・費用の低減化	6 災害復旧の迅速化	7 課税の適正・公平化	8 難易度	
市街化区域									
居住拠点									
既成市街地(祖母井北部・中部)	◎	◎	◎	◎	△	○	○	△	2 (18)
新市街地(祖母井南部)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
工業拠点									
芳賀工業団地、 芳賀・高根沢工業団地	×	×	×	×	×	×	×	×	×
市街化調整区域									
居住拠点									
既成市街地(住宅団地等)	◎	◎	◎	◎	○	○	○	△	1 (19)
圃場整備地内宅地	△	△	△	△	○	△	○	○	4 (11)
農用地									
国土調査法第19条5項の指定を受けている田・畑地帯	×	×	×	×	×	×	×	×	×
換地処分を受けている田・畑地帯	○	○	○	△	○	△	△	◎	3 (14)
一度も換地処分を受けていない田・畑地帯	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	1 (19)
丘陵									
国土調査法第19条5項の指定を受けている田・畑地帯	×	×	×	×	×	×	×	×	×
換地処分を受けている田・畑地帯	○	○	○	△	○	△	△	◎	3 (14)
一度も換地処分を受けていない田・畑地帯	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	1 (19)
山林・原野	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	1 (19)
その他									
御料牧場	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ゴルフ場	×	×	×	×	×	×	×	×	×

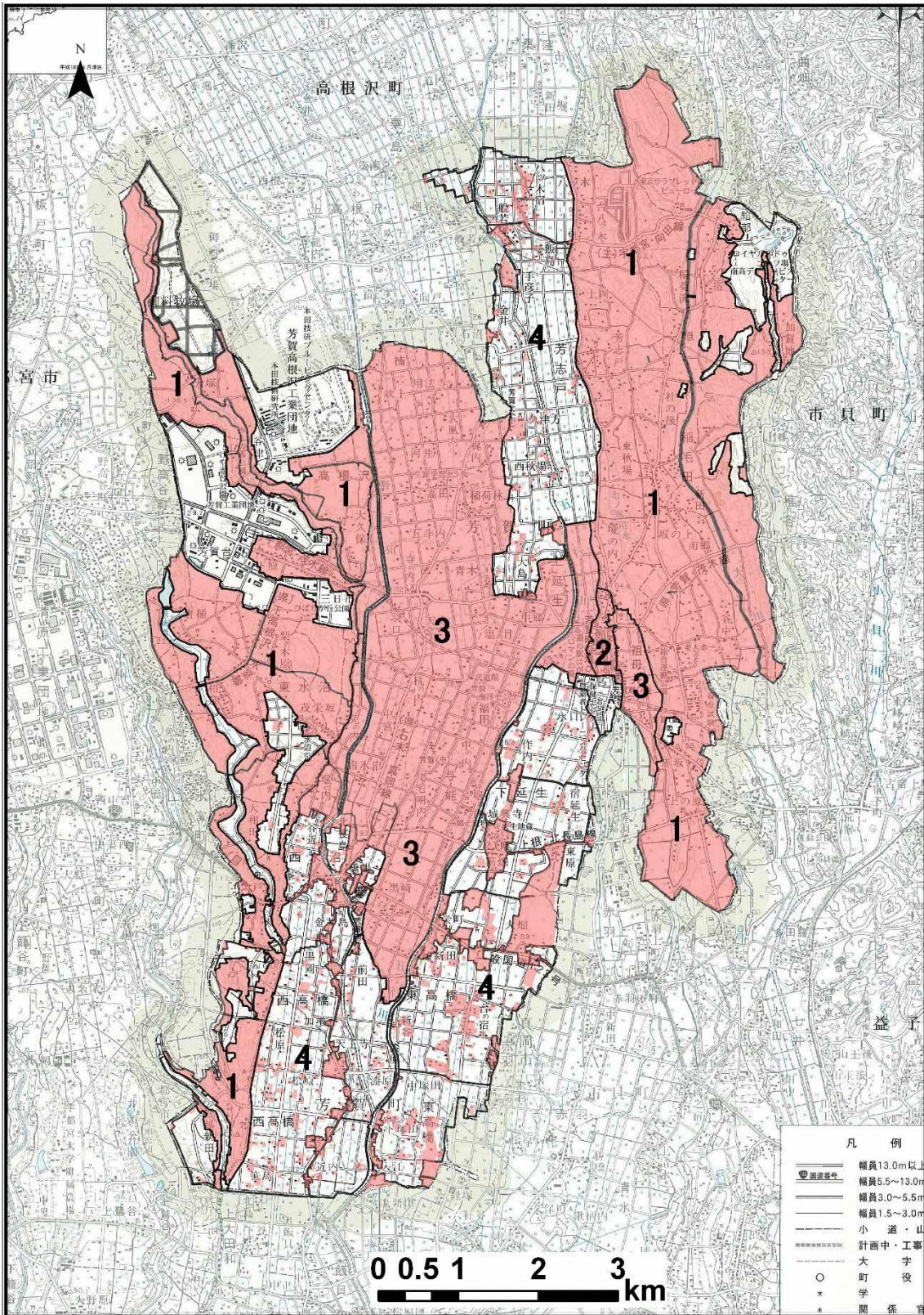
◎(3) : 効果度高い ○(2) : 効果度普通 △(1) : 効果度低い × : 必要なし

8難易度のみ ◎(3) : 易しい ○(2) : 普通 △(1) : 難しい × : 必要なし

効果別評価根拠

- 効果1 } ◎→公図精度が低いため、境界確認に困難を要す。
効果2 } ○→圃場整備を行い公図は修正しているが、公図が国土調査
 } 法第19条5項指定を受けていない地域。
効果3 } △→周辺は圃場整備が行われ国土調査法第19条5項指定の
 } 公図になっている農地等に囲まれているため、境界の確認
 } は容易である。
- 効果4 ◎→公図精度が低く、農業振興地域外で建物が建てやすい区
 } 域。
 } ○→建物は立てにくい区域ではあるが、公図精度が低く境界
 } 確認が比較的困難と思われる箇所。
 } △→田・畑＝圃場整備済みなので、境界確認が比較的容易で
 } ある。圃場整備地内宅地＝圃場整備で確定してある農地
 } 等で囲まれているため、境界の確認は容易である。
- 効果5 ◎→今後計画のある公共事業で先行して地籍調査を実施した
 } 方が有効であると思われる箇所。現在は無し。
 } ○→具体的な区域での公共事業の計画がない箇所。
 } △→計画された公共事業があり、その事業後に地籍調査を行った方が
 } 効率がよいと思われる箇所。
- 効果6 ◎→公図が無く、災害復旧が困難な区域。現在は無し。
 } ○→公図精度が低い箇所。
 } △→以前に精度の高い公図を作成している箇所、若しくは周
 } 辺が圃場整備により境界が確定されている箇所。
- 効果7 ◎→明らかに現在の公図と異なっている箇所。現在は無し。
 } ○→公図精度が低い箇所。
 } △→以前に事業（圃場整備）で精度の高い公図を作成してい
 } る箇所。
- 効果8 ◎→以前に事業（圃場整備）で整備している箇所。
 } ○→公図精度は低いが、境界確認が比較的容易と思われる箇
 } 所。
 } △→公図精度が低く、境界確認が比較的困難と思われる箇所。

地籍調査実施順位図



(2) 地籍調査実施における優先順位

別表地籍調査優先順位一覧表により、優先順位を定めたが、優先順位1位の地区が4区域ある。については、4区域内での優先順位を定める必要がある。優先順位を定めるにあたっては、下記の項目により選定した。

1 別表地籍調査優先順位一覧表より決定した第1位優先地区

- ア 市街化調整区域 既成市街地(住宅団地等)
- イ 市街化調整区域 農用地 一度も換地処分を受けていない田・畑地域
- ウ 市街化調整区域 丘陵 一度も換地処分を受けていない田・畑地域
- エ 市街化調整区域 山林・原野

2 第1位優先地区の地区別詳細検討

① 境界の状態

宅地及び農用地は常時利用しているので、ある程度明確であるが、山林・原野は境界確認されていない状態が多い。山林・原野の境界情報は、地権者の高齢化、相続及び山林の荒廃等により、情報の喪失の可能性が一番高い。

② 町に寄せられる問い合わせ件数

山林・原野の地籍確認の問い合わせが一番多い。(税務課)

③ 他事業との関連性

大塚・鷺の谷線(下高根沢地内)改良工事が計画されている。

④ 周辺市町の地籍調査実施状況

宇都宮市及び高根沢町で実施中。宇都宮市及び高根沢町との市町境界は明確である。

3 順位付け検討結果からの地籍調査実施順位

上記により、最優先区域は山林、原野となり、他事業との関連性を重視し、大塚・鷺の谷線を含む下高根沢北西部山林・原野から地籍調査に取り組む。その後、優先順位1位であった市街化調整区域の既成市街地、農用地・丘陵地の一度も換地処分を受けていない田・畑地帯を含んだ区域を連坦的に順次隣接する南部へと調査を進め、西高橋・打越新田地区終了後、町東部地帯で山林部が多い北東部給部地区から順次南下する。

その後、優先順位第2位の市街化区域の既成市街地(祖母井北部・中部区画整理区域)、第3位の市街化調整区域の換地処分を受けている田・畑地帯、第4位の圃場整備地内宅地を順次行う。

第3位の市街化調整区域の換地処分を受けている田・畑地帯のなかで、最も換地処分年度が古い西水沼地区から調査を行い、順次北上する。

同様に第4位の圃場整備地内宅地のなかで、最も換地処分年度が古い西高橋地区から調査を行い、順次北上する。

6 広報活動

地籍調査を実施するには、町民の理解と協力が必要であり、そのためには、十分な広報活動が必要である。

(1) 広報メディアの活用

- ア 町の広報誌
- イ ケーブルテレビ芳賀チャンネル
- ウ ホームページ
- エ パンフレット等

(2) 広報箇所

- ア 町役場
- イ 出先機関
- ウ 自治会
- エ 関係機関（県、法務局、関東財務局）

(3) 講座における PR 活動

地籍調査に関する講座を自治会施設などで実施

(4) 実施時期

平成 24 年 4 月から完了まで

7 地籍調査の促進法

(1) 一筆地調査における外部技術者の活用

地籍調査を計画的、効率的に実施するために、調査の包括的な外部委託を推進する。

(2) 一筆地立会手続きの円滑化

土地所有者等の立ち合いに関する現行制度について、土地所有者等の意見提出の機会を確保するなどの十分な配慮をしつつ、境界立会の円滑な運用を図る。

(3) 民間成果活用型地籍調査事業の導入

法第 19 条 5 項の指定を受けるべく、民間等成果活用型地籍調査事業の導入を積極的に推進する。

(4) 庁外・庁内の関係部署との連絡会議の開催

地籍調査を円滑に推進するため、関係官公署庁連絡調整会議及び、庁内関係課連絡調整会議を必要に応じ開催し、事業の推進を図る。

8 留意事項

基本計画の立案に際しては、法第 19 条 5 項の指定地域、法第 19 条 5 項の指定区域内の除外地（土地改良に属さなかった宅地や農地の一部及び山林など）、それに準ずる区域、御料牧場、ゴルフ場、換地処分を受けた区画整理区域、公有水面、並びに旧換地処分地域（法第 19 条 5 項の指定を受けていない古い土地改良換地地区）など多様な条件を抱えるため、実施順位の選定については、苦慮したところである。

なお、地籍調査総事業年度は、現在の予算規模執行体制から計画したところ、完了は次表の通り、令和 23 年度となり、30 年の歳月を要するものとなる。したがって、全体計画については、必要に応じて更新を行い、時代に合った体制づくりを行う。

(1) 年度別実施計画

変更前

平成 24 年 2 月 29 日現在

年 度	実施 面積 km ²	年度は着手年度を表す			進行中の 区域数	備考
		着手 年度	2年 度目	3年 度目		
24	0.54	24			1	
25	0.95	25	24		2	これより前年度 分も同時進行
26	1.65	26	25	24	3	これより認証手 続き開始
27	2.18	27	26	25	3	
28	2.23	28	27	26	3	
29	2.11	29	28	27	3	
30	2.16	30	29	28	3	
31	2.36	31	30	29	3	
32	1.15	32	31	30	3	
33	2.05	33	32	31	3	
34	2.15	34	33	32	3	
35	1.99	35	34	33	3	
36	2.42	36	35	34	3	
37	2.08	37	36	35	3	
38	2.48	38	37	36	3	
39	2.49	39	38	37	3	
40	2.10	40	39	38	3	
41	2.15	41	40	39	3	
42	2.26	42	41	40	3	
43	1.52	43	42	41	3	
44	1.11	44	43	42	3	
45	1.23	45	44	43	3	
46	1.24	46	45	44	3	
47	1.24	47	46	45	3	
48	1.24	48	47	46	3	
49			48	47	2	

変更後

令和2年3月10日現在

年 度	実施 面積 km ²	年度は着手年度を表す			進行中の 区域数	備考
		着手 年度	2年 度目	3年 度目		
H24	0.54	24			1	
25	0.95	25	24		2	これより前年 度分も同時 進行
26	1.36	26	25	24	3	これより認証 手続き開始
27	2.18	27	26	25	3	
28	2.23	28	27	26	3	
29	0		28	27	3	
30	2.11	30	29	28	3	
(31) R1	0		30	29	3	
2	1.20	2	31	30	3	
3	0.95	3	2	31	3	
4	0.95	4	3	2	3	
5	1.88	5	4	3	3	
6	1.80	6	5	4	3	
7	1.55	7	6	5	3	
8	1.82	8	7	6	3	
9	1.32	9	8	7	3	
10	1.39	10	9	8	3	
11	1.30	11	10	9	3	
12	1.97	12	11	10	3	
13	2.09	13	12	11	3	
14	2.26	14	13	12	3	
15	0.50	15	14	13	3	
16	2.05	16	15	14	3	
17	2.16	17	16	15	3	
18	1.08	18	17	16	3	
19	1.03	19	18	17	2	
20	1.53	20	19	18	3	
21	1.00	21	20	19	3	
22	1.00	22	21	20	3	
23	1.74	23	22	21	2	

(2) 地籍調査事業を実施する上での想定される諸問題

- ア 筆界未定
- イ 所在不明所有者の追跡調査
- ウ 関係書類の遅延
- エ 認証手続きの遅延

(3) 地籍調査は、2年一巡周期で実施体制を組み、認証手続きは、プラス1年から2年程度を考慮し、以下の通りとする。なお、補助金等の申請については、毎年規模に応じ、その都度協議する事項なので、以下の予定には含めない。また、事業開始から、毎年新しい地域に着手するので、平成24年度1地区、平成25年度2地区、平成26年度3地区（認証手続き中の事務処理を含む）となり、3年度目以降は絶えず、3年度分以上の地域を抱えることとなる。

ア 平成23年度

(ア)8月から1月 地籍調査事業実施計画書の作成及び関係機関との協議

(イ)12月以降 次年度発注計画立案及び手続き開始。

a 庁内関係部署協議（土地改良関係、都市計画関係、税務関係、自治会への連絡関係など）

- ① 各協定及び開発行為等の資料収集について
- ② 所在不明所有者の追跡調査等について
- ③ 土地改良の座標データ等があった場合の対処法について
- ④ 都市計画区域の周囲の境界等について
- ⑤ 公図混乱地区等について
- ⑥ その他必要となった事項について

b 県担当部署との最終協議

来年度からの実施に対しての予算や、検査体制など。検査は各工程ごとに行わなければならないため、おおむねの予定を決めておく必要がある。

c 法務局協議

公図、登記簿、測量図等の調査時期及び方法など（地籍調査の場合旧公図そのものを、スキャナー等でデータ化し使用する必要がある。）

d 地籍調査パンフレット作成

説明会に向けての準備。

イ 実施年度1年目

- (ア) 外注4月から5月
- (イ) 実施項目はC工程～F工程
- (ウ) E工程（一筆地調査）
 - a 法務局協議及び調査 5月～6月
 - b 関係地番及び関係者リスト作成 6月～7月
 - ① 調査図素図作成
 - ② 調査図素図一覧図作成
 - ③ 関係者リスト作成
 - ④ 説明会用の資料等作成
 - ⑤ 説明会通知書作成及び発送
 - c 地権者説明会 7月～8月
 - d 現地調査（境界確認作業） 9月～1月
 - e 調査図及び調査票まとめ 12月～3月
- (エ) C工程（地籍図根三角測量） 5月～8月
 - a 資料収集、現地踏査、計画図作成及び県との協議は5月から実施
 - b 本作業（観測）は、地権者説明会の前に実施する。
地籍調査の実施区域については、事前の広報活動で地元の周知する
ところであり、地籍図根三角点は公共用地に設置することを前提とす
るため実施できる。
 - c 観測及びまとめ 6月～8月
- (オ) D工程（地籍図根多角測量） 9月～1月
 - a 計画立案及び協議 9月
 - b 現地踏査及び設置 10月～11月
 - c 観測及びまとめ 11月～1月
- (カ) F工程（地籍細部測量）
 - 観測及びまとめ 3月まで

ウ 実施年度2年目

- (ア) 外注4月から5月
- (イ) 実施項目は、G工程（地積測定）H工程（地籍図・地籍簿の作成）
及び閲覧
 - a G工程 9月まで
 - b H工程 11月まで
 - c 閲覧 12月
 - d まとめ及び認証手続き 3月まで

エ 実施年度 3 年目

- (ア) 法務局協議
- (イ) 地権者申し出等による成果訂正（随時受け付け町で処理し、その都度法務局と協議）認証完了まで続く。
- (ウ) 本成果による数値情報化、地籍図、地籍簿及び筆界点番号図等の更新
- (エ) 認証後業務完了
- (オ) データは関係部署にも引き継ぐ。（税務課等）

(1) 情報公開の体制作り

- ア 地権者からの成果交付要望に応えるため、成果公開の体制作りが必要である。
- イ 街区の訂正更新は、外注の場合その業者に依頼できるが、完了までに少なくとも 3 年以上を要するため、町自体にも地籍調査管理用システムが必要である。平成 25 年度末ごろからの導入を検討する。

(2) 主な業務（外注）

- ア 法務局協議及び調査監督
- イ 調査図素図、登記簿及び現地調査票等の点検
- ウ 各工程の検査（町の検査）C、D、E、F1、F2、G、H、閲覧
- エ 各工程の検査（県の検査）C、D、E、F1、F2、G、H
- オ 地元自治会協議
- カ 現地調査（境界確認）
- キ 閲覧 20 日間

9 その他

(1) 関係書類の様式を以下の書類について定める。

- ア 調査図素図規格内容
- イ 地権者リスト
- ウ 地権者説明会書類等
- エ 説明会通知文
- オ 現地調査票の書式
- カ 代表者選任届
- キ 委任状
- ク 立会通知文書式
- ケ 立会者リスト書式
- コ 地籍図書式
- サ 地籍簿記載要領
- シ 問題点の記載規定（筆界未定等）
- ス 閲覧書及び地権者への報告書
- セ その他必要となったもの

(2) 境界杭等について

地籍調査は、法律に従い町が主体となって実施することを鑑み、住民の理解と協力を得るとともに、地籍調査を実施していることを一目瞭然にするためにも、行政負担で規格統一された境界杭、プレート等を用意する。

ア 実際に使用する境界杭

- (ア) 境界プラスチック杭
- (イ) アルミプレート
- (ウ) 境界鋸
- (エ) 境界番号プレート

イ 既存杭（立会時境界番号プレートを貼る）

- (ア) 石杭
- (イ) コンクリート杭
- (ウ) プラスチック杭
- (エ) 鋸
- (オ) プレート

10 添付図面

芳賀町地籍調査全体計画図